

豊島地区清掃工場建設計画の主な経緯

No.	年月日	事項
1	平成3年10月	東京都、自区内処理を基本理念とした「清掃工場建設計画」を発表。〔平成22年度までに10工場の建設〕
2	” 11月	清掃工場建設反対の陳情及び建設促進に関する請願が区議会に提出される。
3	平成5年 6月 ” 7月	東京都、(株)マルコー所有の土地を取得。 東京都、(株)西武鉄道所有の土地を取得。
4	” 7月	東京都、清掃工場建設計画のあらましを本委員会に説明。
5	平成6年 2月 ” 3月	東京都、清掃工場の地下化について本委員会に説明。 ”
6	” 3月	東京都、計画地内の残りの民有地を全部取得。
7	” 4月	東京都、「豊島地区清掃工場基本計画案」* について本委員会に説明。
8	” 4月	第一回豊島地区清掃工場建設協議会を開催。〔基本計画案の説明〕
9	” 4月	区、還元施設の概要について本委員会に説明。
10	” 4月	東京都、「環境影響評価書案の概要」* について本委員会に説明。
11	” 5月	東京都、工場周辺の第2・3・11地区住民へ「豊島地区清掃工場ニュース」* を回覧。
12	” 5月	第二回豊島地区清掃工場建設協議会を開催。〔清掃工場等視察〕
13	5月	清掃工場基本計画案を広報としまに掲載。
14	” 6月	東京都、「豊島地区清掃工場の建設計画について」を全戸に配付。

(注) * 印は全議員にご配付済みの資料です。

豊島地区清掃工場の建設計画について

区民の皆様のご協力をお願いします



(完成予想図 (JR埼京線側から))

今急がれるのは、清掃工場の建設です

最終処分場はもう満杯！

ごみは、焼却等の処理の有無にかかわらず、最終的には必ず埋立処分されます。したがって、埋立処分場はごみ処理には欠かせない施設です。

現在の埋立処分場は、今後、リサイクルや減量化を進めても平成8年中には満杯になってしまいます。

新処分場は未焼却のごみはダメ！

現在、計画している新たな埋立処分場には、焼却等の処理をしたものでなければ搬入できません。それでもこの処分場は完成後15年間程度で満杯となつてしまいます。その後の埋立処分場については、確保の見通しがつかない厳しい状況にあります。

そこで、埋立処分場をできる限り長く使用するために、運び込まれるごみの量を減らすことが求められています。



①ごみの発生抑制・リサイクルの促進

東京都では、平成3年10月に「ごみ減量化行動計画」を策定しました。この計画では、都民・事業者・行政が一体となって生産・流通・消費・廃棄の各段階で、ごみの発生抑制を基本とし、リサイクルの促進などにより平成12年度までに、全体で23%のごみの減量を目指しています。

また、平成5年11月に「リサイクル推進計画」を策定し、各区の地域特性を踏まえて、資源化・再利用の促進に努めています。

②清掃工場の建設

埋立処分場をできる限り長く使用するためには、ごみの発生抑制・リサイクルを徹底してもなお残る可燃ごみを清掃工場で焼却し、ごみの容積を減らした（約20分の1の容積になる）うえで埋め立てることが必要です。

ところが、現在、清掃工場が不足しており、平成5年度では本来焼却すべき可燃ごみの約1割がそのまま埋め立てられています。このため、都は自区内処理の原則を基本理念にした「清掃工場建設計画」を策定し、都内10カ所の清掃工場の建設に全力で取り組んでいます。

清掃工場建設計画

平成3年10月に策定した「清掃工場建設計画」では、可燃ごみの全量焼却の達成と地域から出たごみについてはその地域で処理する「自区内処理の原則」を基本理念として、10カ所の清掃工場の整備を計画しました。

これらの清掃工場を建設することにより、将来にわたり安定的な可燃ごみの焼却体制が確立されることとなります。

豊島区には清掃工場がないため、一日も早い清掃工場の建設を目指しています。



豊島地区清掃工場の建設計画について

1 基本計画のあらまし

- (1)建設場所 豊島区上池袋二丁目地内(旧池袋スケートセンター跡地ほか)
- (2)敷地面積 約12,000平方メートル
- (3)焼却規模 1日当たり400トン
- (4)建物等の規模
 - ①工場棟 高さ約42m
建築面積約4,600㎡
 - ②管理棟・区施設 高さ約63m
建築面積約1,100㎡
 - ③煙突 高さ約210m
 - ④清掃車の搬出入台数 可燃ごみ搬入 延約440台/日
灰搬出 延約17台/日

2 建設スケジュール

- (1)都市計画・環境影響評価手続は、平成6年夏から約1年をかけて住民説明会や公聴会等を開催します。
 - (2)建設工事は、平成7年度に着工し、平成10年度末の完成を目指しています。
- ### 3 豊島区からの要望について
- 豊島区からは、何点かの要望を頂いていますが、主なものは次の通りです。

- (1)清掃車の搬出入路については、複数に分散するとともに、構内滞車スペースの確保に努めるなど万全の対策を講じること
 - (2)地下式工場等の検討も含め、土地の高度利用を図ること
 - (3)区施設との合築を考慮すること
- 都では、清掃工場を検討するにあたって、豊島区からの要望を十分踏まえるとともに、副都心池袋に相応しい施設として計画しました。

- (1)清掃車の搬出入路については、川越街道と池袋大橋の2カ所を使用した搬出入路を計画しまし

た。また、清掃車の滞車スペースについては、構内道路を2層構造にするなど、清掃車が敷地の外に溢れることのないようにしました。

- (2)地下式工場については、長期間の工期、膨大な工費のほか、工場操業時の安全性や労働環境面等の問題があります。

都では、「敷地の有効利用」や「近隣環境への影響を極力少なくする」等に工夫した清掃工場を計画しました。

- (3)区施設については、清掃工場の管理棟との合築により整備する計画です。

4 焼却規模について

豊島地区清掃工場の焼却能力は、当初300t/日としていましたが、用地の拡大が図れたことや、豊島区内から発生する可燃ごみの状況を考慮して400t/日として計画しました。

5 公害防止対策・清掃車の運行

- (1)公害防止対策については、大気汚染、騒音・振動等についての法令上の基準をさらに上回る自己規制値を設定するなど、万全の対策を行い、これを遵守していきます。

- (2)現在、豊島区内の可燃ごみは、約100台の清掃車で収集し、足立工場や板橋工場に搬入し焼却しています。豊島地区清掃工場完成後は、区内のごみを直接新工場に搬入して焼却することになります。これにより、迅速な収集によるサービスの向上や車両の有効活用を図ることができ

6 余熱利用について

ごみを焼却するときに発生する「熱」は、発電をはじめ、隣接して建設が予定されている区施設の温水プール・福祉施設等に供給するなど、エネルギーを有効に活用します。

埋立量を減らすための2つの方策

23区のごみ量は、昭和60年度から平成元年度にかけて急増しました。平成2年度以降は、ごみの発生抑制・リサイクルの促進や景気の低迷によって、やや減少していますが、それでも平成5年度の1年間で約440万トンものごみが発生しています。ごみが急増する以前に比べると、なお高い水準にあります。

豊島地区清掃工場のデザインについて

最近、価値観の変化とともに、「うるおい」や「アメニティ」に対する関心が高まり、都市のまちづくりにおいて、良好な都市景観の形成が重要な課題となっています。清掃工場についても、従来のごみ処理という機能だけでなく、都市景観の一つとして、住民に理解され親しまれることが必要であると考えています。

このような観点から、

- (1) 副都心池袋地域に相応しい地域のランドマークとすること
- (2) 開発により景観の変化があっても斬新さが失われないこと
- (3) 工場棟、管理棟・区施設、煙突の三者が統一とれたものとする

このような基本方針のもとに、ストライプ（縞・層状）を基調としたデザイン案を採用しました。

そのコンセプトは、この地域が武蔵野丘陵の東端にあたることから、工場棟、管理棟・区施設下部、煙突下部を丘や地層を連想させる層状（ストライプ）の壁面で囲むデザインにしました。

また、工場棟の最上部は二段の円形とし、管理棟・区施設の高層部はガラスの壁面とすることにより、景観に変化を持たせると同時に周辺環境に対する量感や閉鎖感を軽減させました。煙突は、スリムな六角形とし、副都心を象徴するオブジェとしました。

全体の色彩は、大地をイメージするアースカラーを基調としました。



—— 皆様のご意見・ご要望をお待ちしています ——

東京都清掃局工場建設推進室

☎ 5320-5853 (ダイヤルイン)

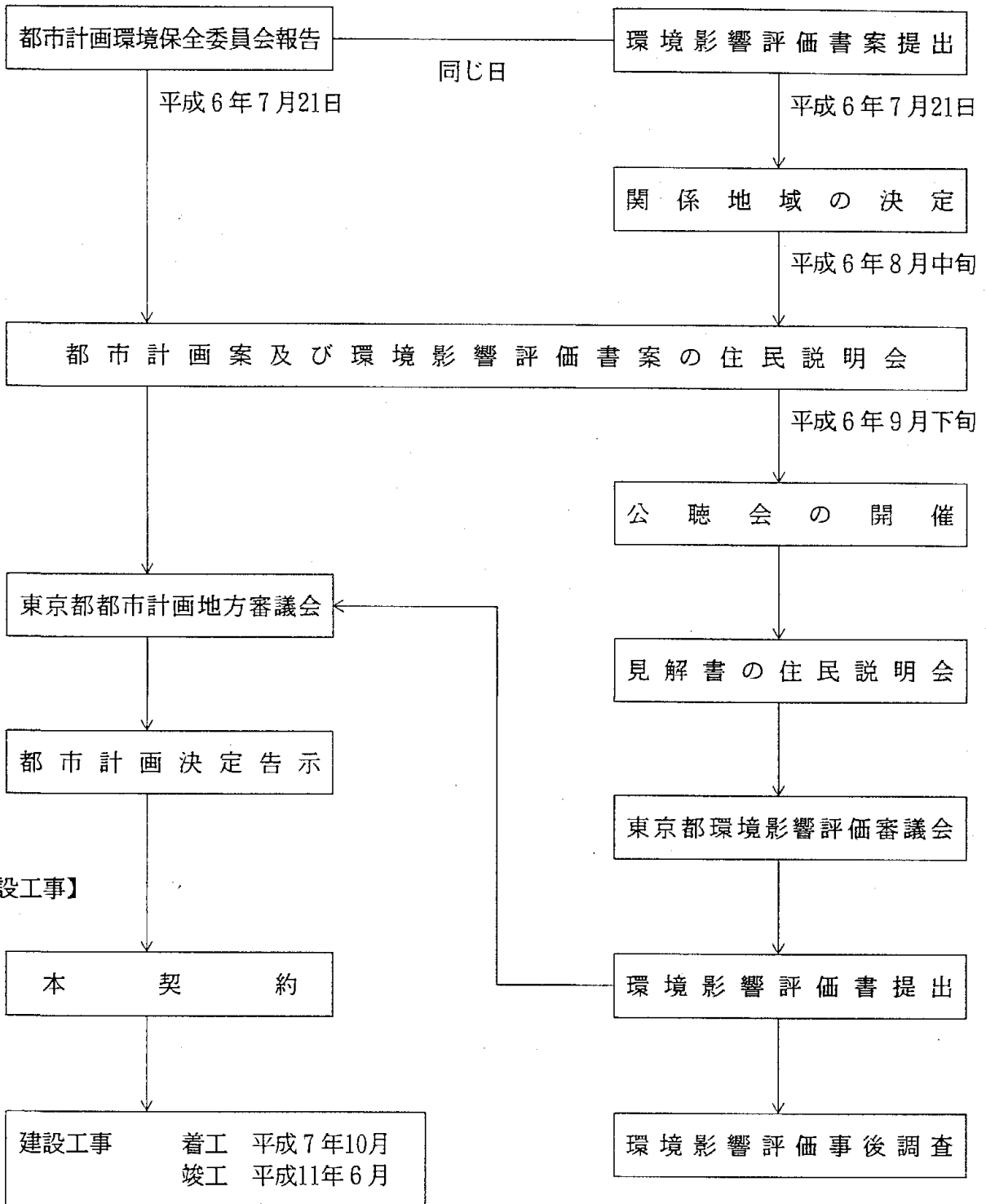
(平成6年度登録第29号)

このパンフレットは再生紙を使用しています。

豊島地区清掃工場 今後の予定

【都市計画決定手続き】

【環境影響評価手続き】



豊島地区清掃工場⇒都市計画決定について

1 基本的考え方

区部の可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を安定的に確保できるよう、清掃工場の新設、建替えの推進を図るため、東京都市計画ごみ焼却場第19号豊島地区清掃工場を決定する。

2 経 緯

平成 3年10月 「清掃工場建設計画」において豊島地区清掃工場建設計画を発表
 平成 6年 3月 建設用地を取得
 平成 6年 4月 豊島区、区議会に基本計画案を説明
 平成 6年4月～5月 地元住民に基本計画案を説明
 平成 6年 7月 環境影響評価書案を提出
 平成 6年 9月 都市計画案の公告・縦覧（予定）

※参考 建築物等の概要

3 計画の概要

名 称 第19号豊島地区清掃工場
 位 置 豊島区上池袋二丁目地内
 面 積 約 1.2ha
 処理能力 400t/日（200t/日・炉 × 2基）

建築物等	延 べ 面 積	建築物の高さ	備 考
工場棟	約 16,800 m ²	約 42 m	地下4階地上5階建
管理棟	約 16,600 m ²	約 63 m	区の施設を含む。
煙 突	—	約 210 m	

4 施行予定期間 平成7年度～平成11年度

5 施行予定者 東 京 都

6 その他 本事業は、東京都環境影響評価条例の対象事業であるため、同条例に基づく環境影響評価を行うものである。

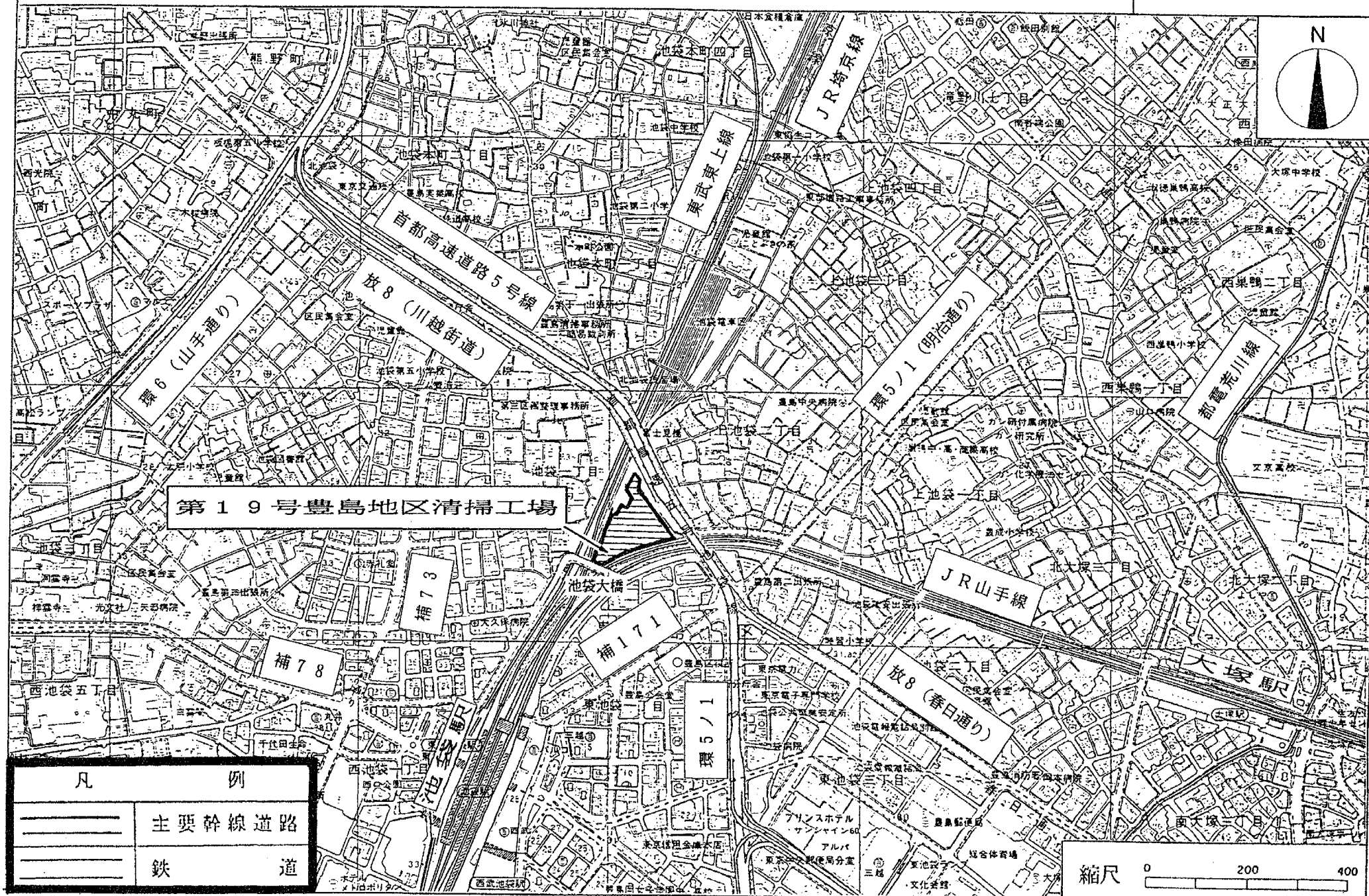
問い合わせ先
 施設計画部
 施設計画課長 早川勝之
 電話 内線 30-480

東京都都市計画ごみ処理場
第19号豊島地区清掃工場

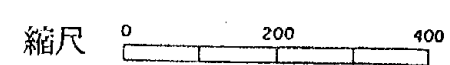
位置図

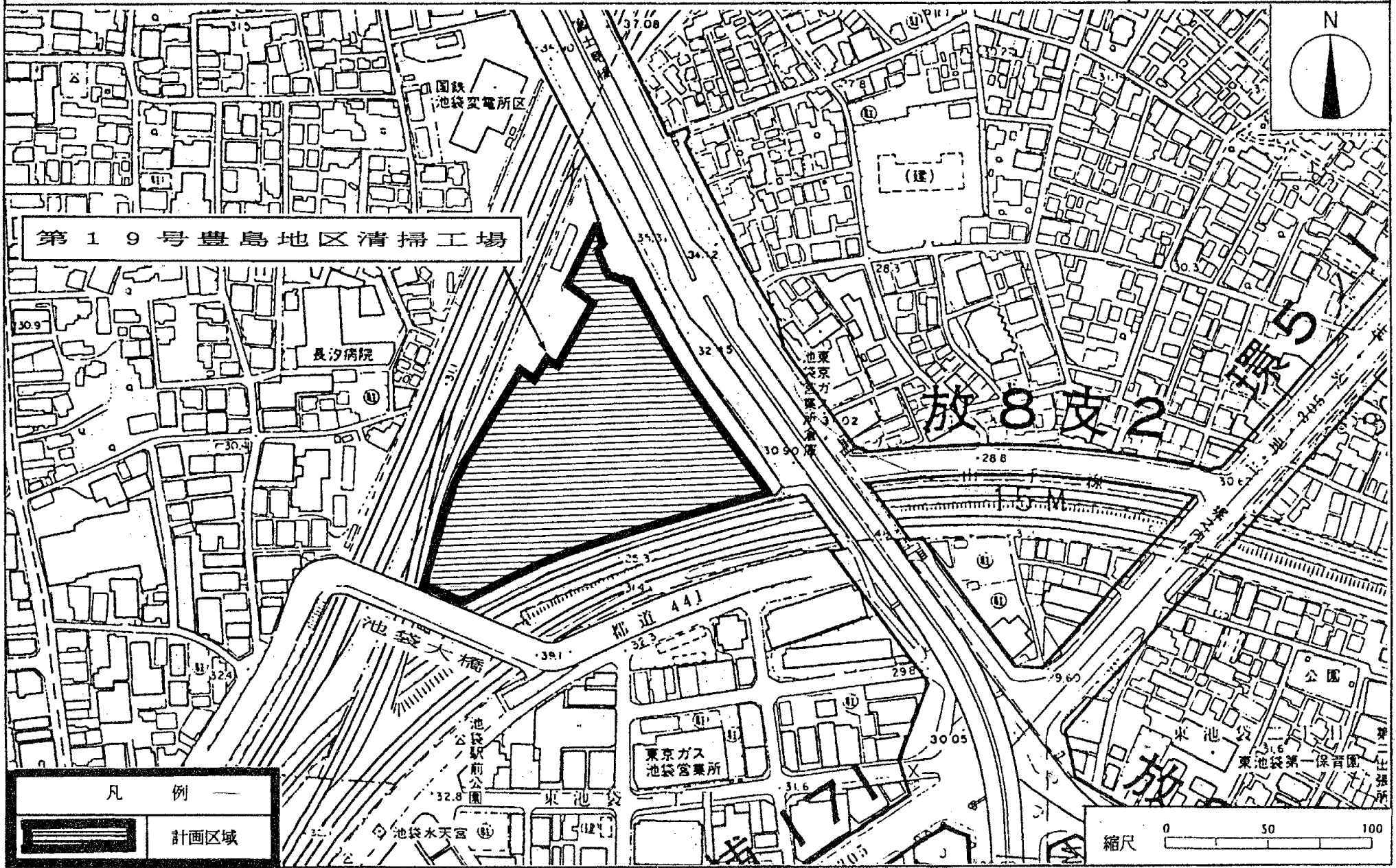
(京都決定)

提案事項概要 No.



凡 例	
	主要幹線道路
	鉄 道



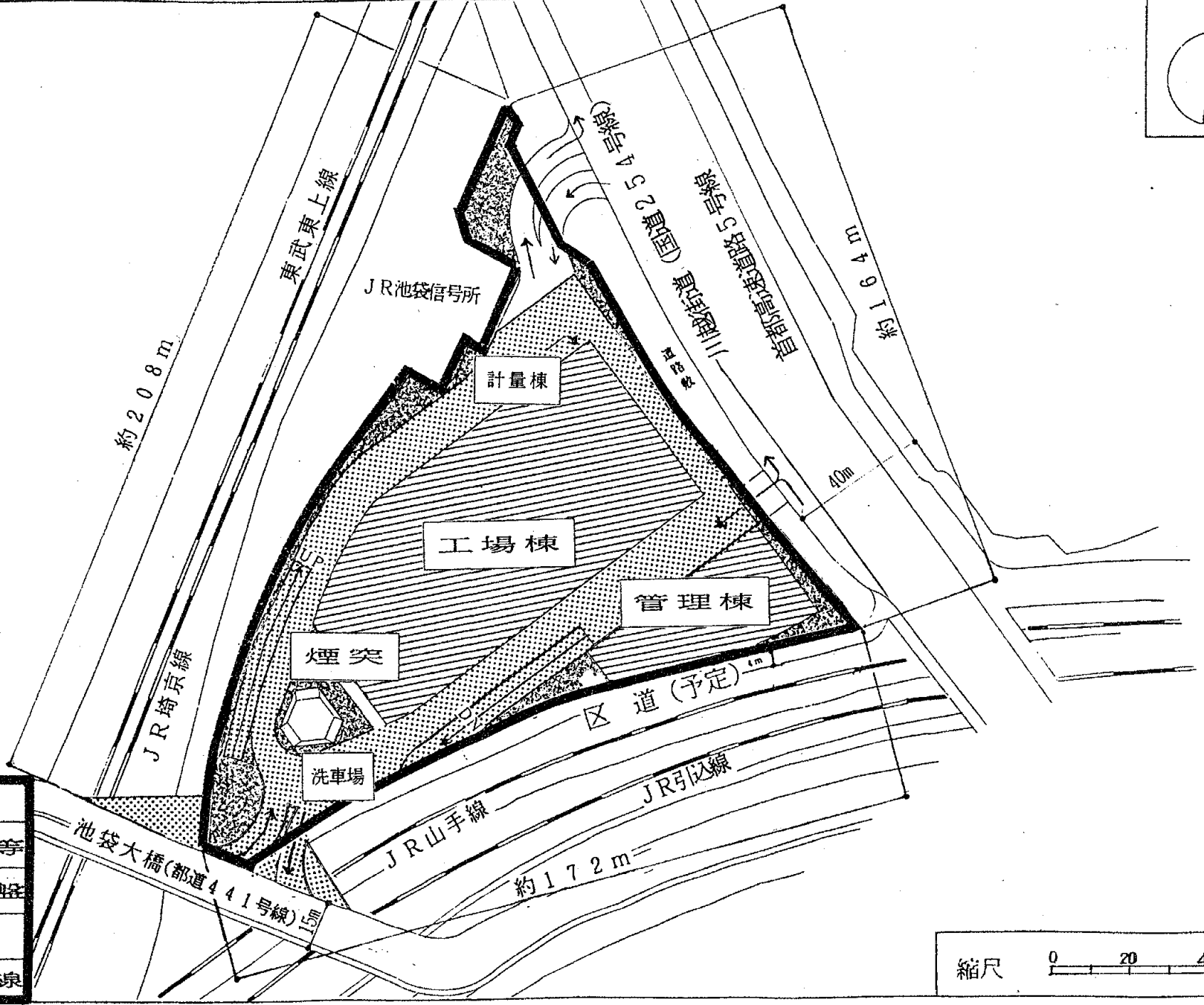
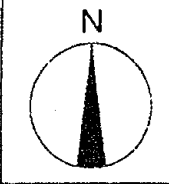


第19号豊島地区清掃工場

凡例

計画区域

縮尺 0 50 100



凡 例	
	建築物等
	人工地盤
	緑地
	車両動線

